

いしかわGAP団体事務局用認証基準

No.	規範項目	適合基準
1	団体の組織体制が整備されている。	①下記の定めのある団体の規約が策定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・団体名及び代表者 ・事務局 ・団体の目的
		②組織内で適切な役割分担が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の責任者 (組織内のGAPに関する事務全般を行う) ・内部監査の責任者 (組織全体のGAP実践を担保するため、事務局の監督・指導を行う) ・検査員の責任者 (構成員のGAP実践状況を確認する) <p>※内部監査の責任者は、団体以外の者に委託してもよい。 ※事務局の責任者は、検査員の責任者を兼ねてもよい。</p>
2	団体事務局と構成の個人農場との間で役割分担及び実践内容がわかる団体管理マニュアルがある。	①「いしかわGAP」の取組事項毎に、団体事務局と各個人農場の役割分担を文書化している。 分担に基づき、事務局及び各個人農場が実践するための方法・手順が定められている。
		②団体管理マニュアルの内容を年1回以上見直している。
3	内部監査を実施している。	①年1回以上組織内で内部点検を行っている。
		②内部点検で問題が見つかった場合、問題を検討し、適切な改善策を講じている。
4	認証農場で生産される農産物は区別して扱われている。	①認証農場で生産される農産物とそれ以外のものとの混合や誤表示を防ぐ仕組みがある。 混合する場合は、混合していることが記録や表示などで確認できる。